

**石井先生は、文部省の信頼を受けて実験しているから、責められないのであって、普通の教師が石井方式を実施するのはいけないのではないか。**

こんな意味の質問を私はよく受けます。しかし、私は、文部省の依頼を受けて、石井方式の実験をしたのではありません。

ただ、文部省力学習指導要領の考え方はどうしても誤っているように思う。」というところから、自分の正しいと信ずる方法を実検し、正しいことを実証したい、と思って始めたものです。

実は、昭和二十六年、全日本国語教育協議会が日比谷高校で行なわれた時、私は、「漢字はかなよりも覚えやすいのではないか、かなより先に漢字を教える方法を取ってみてはどうか。」という意見発表をしました。

私は当時、東京都八王子市教委の指導主事をしていたのですが、翌日には教育委員の耳にこれがいって、「指導主事としてはあるまじき発言」ということで、以後慎むようにとの注意を受けました。

教委の指導主事、文部省の教科調査官というような地位にある人は、最もありきたりなことを、最も安全なことを、「先生方に勧める、責任があると思います。少なくとも、あやふやなことを人に勧めるべきではあり

ません。

私は、教委の指導主事として、実証もせずに、全国から集まった先生方の前で、重大な発言をしたことは、確かに不謹慎だったと思います。実証して、確信できたら、指導主事であろうと、教科調査官であろうと、発言して悪いはずはないと思いますが……。

ともあれ、そんなわけで、私としては、正しいと思うことを実証したい気持ちに駆られ、指導主事の職を捨てて、小学校の教師になり、石井方式の実践に努めたのです。決して、文部省や教委から、許されて石井方式を実践したのではありません。

したがって、私だけが許されて、他の先生が許されないはずはありません。もしも、そんな片手落ちなことがまかり通るようなら、日本の国は三等国、四等国と言わなければなりません。

とはいうものの、他の中には、ずいぶんわからず屋もいます。したがって、石井方式をやってはいけない、と言って禁止する指導主事や校長もきつといることと思います。しかし、石井方式を禁止するとすれば、禁止する者のほうが誤っているのですから、それに屈してはなりません。

いやしくも教育に当たる者が、信念を曲げて、邪悪に屈するようでは、教育者の名前が泣きます。